

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン
(クマ類編・平成 28 年度) (案) について

1. 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン (クマ類編) の改訂について

特定鳥獣保護管理計画制度は、地域的に著しく増加または減少している野生鳥獣の個体群の科学的・計画的な保護管理の実施により人と鳥獣との共生を図る目的で、平成 11 年に創設され、平成 28 年 4 月 1 日現在、46 都道府県で 7 種について 139 計画が作成されている。

都道府県知事が定める特定鳥獣保護管理計画は、平成 26 年 5 月 30 日に公布された鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 46 号。平成 27 年 5 月 29 日施行。) により、

ア その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣 (第一種特定鳥獣) の保護に関する計画 (第一種特定鳥獣保護計画)

イ その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣 (第二種特定鳥獣) の管理に関する計画 (第二種特定鳥獣管理計画)

に再整理された (以下、ア及びイをまとめて「特定計画」という。)

この特定計画を都道府県が作成する際の技術的な参考となる資料が特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインである。カワウ以外の 5 種のガイドラインについては、平成 12 年にマニュアルとして公表し、平成 22 年に「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン」として改訂を行っている。その後、多くの知見が集積されたことから、現行のガイドラインをより具体的かつ実践的な内容とすべく、平成 27 年度「クマ類保護及び管理に関する検討会」での検討を経て、今般、改訂案を「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン (クマ類編・平成 28 年度) (案)」としてとりまとめた。

なお、平成 27 年度に開催した「クマ類保護及び管理に関する検討会」の検討とあわせ、平成 28 年度に日本哺乳類学会哺乳類保護管理専門委員会クマ保護管理検討作業部に改訂案に関する意見照会を行った。

また、改訂案について広く国民から意見を求めるため、平成 28 年 12 月 26 日 (月) から平成 29 年 1 月 25 日 (水) までの間、パブリックコメントを行った。

日本哺乳類学会からは 179 件 (軽微な修正を除くと 95 件)、パブリックコメントでは 160 件 (軽微な修正、重複、要望等を除くと 78 件) の意見があり、資料 2 にその意見等と回答を示し、資料 3 に回答を反映させた改訂案を示した。